

# 不正軽油 撲滅宣言

我々は、公正でクリーンな社会を目指し、  
不正軽油の撲滅に向けた取り組みを  
実施していくことを誓います！



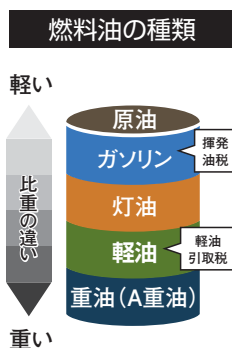
**不正軽油は重大な犯罪です。**  
不正軽油は悪質な脱税行為であり、環境汚染の原因にもなります。  
また、公正な市場競争を阻害する犯罪です。  
平成23年改正法により罰則が大幅に強化されました。

# 不正軽油 撲滅宣言



## 不正軽油とは？

- ・主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- ・不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- ・不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。



## 不正軽油(製造)の主なパターン

- ① 軽油 + A重油や灯油等 → 不正軽油  
薬品等 混入
- ② A重油 + 灯油 → 不正軽油  
(製造以外の例)
- ③ A重油や灯油等 → 自動車の燃料として販売・消費

## 不正軽油に関わる人はすべて罰せられます！

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

なお、平成23年6月30日に公布された改正法\*により平成23年8月31日から罰則が大幅に強化されました。

\*「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第83号)

### 軽油引取税を脱税すると…



軽油引取税を脱税すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。(地方税法第144条の41)

### 不正軽油を製造すると…



知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には**3億円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

### 不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると…



不正軽油の製造に使われることを知って原材料(重油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年**以下の懲役、**700万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**2億円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

### 不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると…



不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年**以下の懲役、**300万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**1億円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

### 検査を拒否すると…



帳簿書類等の調査や採油、質問等を拒否すると、**1年**以下の懲役、**50万円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の12)

**不正軽油**の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります！  
(地方税法第144条の4)

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください！